

山口市空き家・空き地バンク制度 Q&A 【補助金編】

目次

1. 山口市空き家バンク改修事業補助金について	
Q1 どんな物件が対象ですか？	3
Q2 誰が申請できますか？	3
Q3 どんな工事が対象ですか？	3
Q4 補助金はいくら出ますか？	4
Q5 子育て世代に該当する年齢ですが、子どもはいません。 補助金の額はいくらになりますか？	5
Q6 申請には何が必要ですか？	5
Q7 いつまでに申請すればいいですか？	5
Q8 工事はいつ始めていいですか？	5
Q9 工事はいつまでに終わればいいですか？	5
Q10 工事が終わったらどうすればいいですか？	5
Q11 申請書などの様式はどこで手に入りますか？	6
Q12 賃貸で入居しますが、入居者が申請することはできますか？	6
Q13 合併処理浄化槽を設置したいのですが、改修補助金の 対象ですか？	6
Q14 知り合いに工事を依頼してもいいですか？	6
Q15 自分で材料を購入し工事するときも、補助金の対象と なりますか？	7
Q16 滞納の無いことの証明書はどこで取得できますか？	7
Q17 以前、空き家・空き地バンクを通じて空き家を購入された方から 物件を購入することになりましたが、前回成約された際に改修 補助金を利用されたと聞いています。 1 物件1回限りと聞きましたが、私が工事を行なう際に補助金を 利用することはできますか？	7
2. 山口市空き家バンク家財道具等処分費用補助金について	
Q1 どんな物件が対象ですか？	7
Q2 誰が申請できますか？	7
Q3 何が対象となりますか？	7
Q4 引っ越す際の従前の住居の家財道具等処分費用も対象ですか？	7

Q 5 補助金はいくらですか？	8
Q 6 申請には何が必要ですか？	8
Q 7 いつまでに申請すればいいですか？	8
Q 8 処分はいつ始めていいですか？	8
Q 9 処分はいつまでに終わればいいですか？	8
Q 10 処分が終わったらどうすればいいですか？	8
Q 11 申請書などの様式はどこで手に入れますか？	9
Q 12 知り合いに処分を依頼してもいいですか？	9
Q 13 処理対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業又は 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人、又は 個人事業者はどうやって探せばいいですか？	9
Q 14 自分で処分場へ持参して処分するときも補助金の対象と なりますか？	9
Q 15 家主さんが補助金を使って、あらかじめ家財道具等の処分を してくれましたが、御好意でタンスなどは残してくださって いました。ですが、入居者にとっては不要なものでした。 補助金は一度きりですか？	9
Q 16 滞納の無いことの証明書はどこで取得できますか？	9

【補助金編】

1. 山口市空き家バンク改修事業補助金について

Q1 どんな物件が対象ですか？

→空き家・空き地バンク制度を通して成約した物件が対象です。

Q2 誰が申請できますか？

→成約が決まった空き家の所有者です。売買の場合は購入した方、賃貸の場合は物件を貸す方が申請します。

Q3 どんな工事が対象ですか？

→空き家の機能向上のため行う工事（新設・改造・修繕・撤去）にかかる経費が対象です。以下の表を参考にしてください。

空き家の機能維持又は向上のために行う次の工事にかかる経費

（概ね機能維持のための改修・工事）

- ①屋根、外壁、軒天、雨樋の改修（塗装、コーティング等含む）
- ②床（畳含む）、内壁、天井材、建具（ドア、ふすま、障子等）の改修（張替、取替含む）
- ③ガラス、網戸、サッシ、雨戸の改修（取替、交換含む）
- ④浴室、ユニットバス、トイレ、洗面所の改修工事
- ⑤給排水衛生設備の改修工事
- ⑥スイッチ、コンセント、配線等の電気工事
- ⑦井戸用ポンプ等の改修工事（新たにモーターを設置する場合を除く）
- ⑧耐震補強工事（シロアリ被害による機能回復等）

（概ね機能向上のための改修工事）

- ⑨システムキッチンの設置（IHクッキングヒーター、ガスコンロ、オーブン、食器洗浄機については、キッチン組み込みのものに限り対象）
- ⑩ガス給湯器、電気温水器、ボイラ等の設置（エコキュート等の高効率給湯器を含む）
- ⑪太陽熱利用機器の設置（自然循環型太陽熱温水器、ソーラーシステム（太陽光発電を除く））
- ⑫床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置
- ⑬間取り等の変更に伴う壁等の工事
- ⑭サッシ、雨戸の設置

- ⑯カウンター、棚の設置
- ⑰火災報知機の設置
- ⑱防犯カメラ等の防犯機能の付加又は強化のための設置
- ⑲換気扇、換気空清機ロスナイの設置
- ⑳床暖房設備、ペレットストーブの設置
- ㉑玄関フード・サンルームの設置
- ㉒バルコニーの設置
- ㉓ウッドデッキ、パーゴラの設置（母屋に接するものに限る）

なお、機器等の設置については、取付工事を伴うものを対象とします。店舗等の併用住居であれば、住宅部分に係る工事を対象とします。また、上記工事に伴う水質検査料は対象とします。

Q4 補助金はいくら出ますか？

→成約物件に入居する世帯の状況によって変わります。以下の表を参考にしてください。年齢については、申請年度の4月1日現在の年齢で判断します。

成約物件に入居する世帯の状況	補助率	補助金の上限額
入居者若しくは配偶者が45歳未満、又は、15歳未満の者がいる世帯	2/3	60万円
入居者及び配偶者が45歳以上で、かつ、15歳未満の者がいない世帯	1/2	45万円

例えば、空き家・空き地バンク制度で40歳の方が阿東地域に物件を購入しましたとします。このとき、工事費が60万円だった場合は、補助率3分の2で40万円の補助金が出ます。また、工事費が120万円だった場合は、補助率3分の2で80万円の補助金ではなく、上限の60万円の補助金が出ます。

Q5 子育て世代に該当する年齢ですが、子どもはいません。補助金の額はいくらになりますか？

→子どもがいなくても、45歳未満であれば補助率3分の2で補助金が出ます。

Q6 申請には何が必要ですか？

→申請書以外に、以下のものが必要となります。

- ・売買又は賃貸借契約書の写し
- ・改修工事見積書の写し
- ・改修工事箇所の写真（改修工事前）
- ・山口市空き家バンク改修事業に係る承諾書（賃貸借の場合のみ）
- ・滞納のないことの証明書

Q7 いつまでに申請すればいいですか？

→成約から6ヶ月以内、工事の着手の前に行なってください。

Q8 工事はいつ始めていいですか？

→市から補助金の交付決定通知書が届いてから行なってください。申請から交付決定まで、目安としては約1週間です。

Q9 工事はいつまでに終わればいいですか？

→補助金を申請した年度の3月末までです。それまでに工事を完了し、完了報告書を提出してください。もし、年度末近くに物件を成約された際、工事が期間内に終わらない可能性がある場合には、翌年度に申請を行ってください。

Q10 工事が終わったらどうすればいいですか？

→速やかに完了報告書を提出してください。その際、以下のものを添付してください。

- ・改修工事に係る領収書又は請求書の写し
- ・改修工事箇所の写真（改修工事後）

また、完了報告書の提出後に、補助金の額確定通知書が市から届きますので、補助金交付請求書を提出してください。

Q11 申請書などの様式はどこで手に入りますか？

→以下の方法があります。

- ・農山村づくり推進課から郵送
- ・山口市移住情報サイト「すむ住む山口」にてダウンロード
　住まいを探す>改修事業補助金
- ・山口市公式ホームページにてダウンロード
　分類でさがす>暮らしの情報>カテゴリーメニューから土地・住まい・交通
>住宅>山口市空き家バンク改修事業補助金制度

Q12 売貸で入居しますが、入居者が申請することはできますか？

→申請者は物件の所有者ですので、入居者が申請することはできません。もし、
入居者負担で改修工事をする場合、補助金が振り込まれる口座は物件の所有
者ですので、あらかじめ双方でよく御確認ください。

Q13 合併処理浄化槽を設置したいのですが、改修補助金の対象ですか？

→合併処理浄化槽の設置につきましては、空き家バンク改修事業補助金とは別
の補助制度がありますので、対象となりません。合併処理浄化槽設置に係る
補助金の額は、下表を御確認ください。なお、浄化槽設置費用以外の部分（配
管、宅内改修等）については、前述の補助金の対象とならないものについては、
経費を切り分け、改修補助金を申請することができます。

（合併処理浄化槽補助額一覧）

人槽区分	補助金限度額(転換)	補助金限度額(新築及び改築)
5人槽	382,000円	332,000円
7人槽	464,000円	414,000円
10人槽	598,000円	548,000円

【北部地域 上下水道局業務課水洗化担当：083-933-6691】

【南部地域 上下水道局南部上下水道事務所南部担当（小郡総合支所内）
：083-973-2349】

Q14 知り合いに工事を依頼してもいいですか？

→市内に事業所等所在地を有する法人、又は市内に住所を有する個人事業者が
行なう工事を補助金の対象としています。もし、お知り合いの方が市外の事
業者である場合は、補助金の対象にはなりません。

Q15 自分で材料を購入し工事するときも、補助金の対象となりますか？
→対象となりません。

Q16 滞納の無いことの証明書はどこで取得できますか？
→山口市役所本庁1階の市民税課窓口、各総合支所、各地域の地域交流センター（大殿、白石、湯田を除く）、地域交流センター分館、大海総合センターで発行を行なっています。

Q17 以前、空き家・空き地バンクを通じて空き家を購入された方から物件を購入することになりましたが、前回成約された際に改修補助金を利用されたと聞いています。1物件1回限りと聞きましたが、私が工事を行なう際に補助金を利用することはできますか？

→同一物件又は同一申請者が過去5年以内に改修補助金を使用していた場合には、補助金を使用することが出来ません。ただし、前回の補助金交付から5年が経過している場合には使用出来ます。

2. 山口市空き家バンク家財道具等処分費用補助金について

Q1 どんな物件が対象ですか？

→空き家・空き地バンク制度に登録している物件が対象です。

Q2 誰が申請できますか？

→空き家の所有者又は賃貸住宅の入居者です。売買の場合は購入した方、賃貸の場合は家主、借家人が申請できます。一般的には、家財等（従物）の所有権は、家屋（主物）に属すると判断されますので、売買の場合には不動産売買契約により買受人に移ると判断されますが、賃貸の場合は、家財の所有権は家主にありますので、入居前に残置された家財を処分する際には家主に了解を得て処分を行ってください。

なお、空き家・空き地バンク登録後に成約前でも使用できます。

Q3 何が対象となりますか？

→対象物件の内外に残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費が対象となります。

Q4 引っ越す際の従前の住居の家財道具等処分費用も対象ですか？

→入居者が空き家へ引っ越し際に従前の住居の家財道具等を処分する費用は、対象ではありません。

Q5 補助金はいくらですか？

→補助率2分の1で、最大10万円出ます。山口市空き家バンク家財道具等処分費用補助金は、改修補助金のように入居者の年齢は関係しません。

Q6 申請には何が必要ですか？

→申請書以外に、以下のものが必要となります。

- ・売買又は賃貸借契約書の写し（成約後の申請の場合）
- ・家財道具等の処分・搬出の見積書の写し
- ・家財道具等の処分前の写真
- ・山口市空き家バンク家財道具等処分事業に係る承諾書（賃貸借の場合のみ）
- ・滞納のないことの証明書

Q7 いつまでに申請すればいいですか？

→成約後は6ヶ月以内、成約前は空き家・空き地バンク登録完了後に行なってください。いずれも処分の着手前に申請を行なってください。

Q8 処分はいつから始めたらいいですか？

→市から補助金の交付決定通知書が届いてからお願ひします。申請から交付決定まで、目安としては約1週間です。

Q9 処分はいつまでに終わればいいですか？

→補助金を申請した年度の3月末までです。それまでに処分を完了し、完了報告書を提出してください。もし、年度末近くに物件を成約された際、処分が期間内に終わらない可能性がある場合には、翌年度に申請を行なってください。

Q10 処分が終わったらどうすればいいですか？

→速やかに完了報告書を提出してください。その際、以下のものを添付してください。

- ・家財道具等の処分・搬出経費に係る領収書又は請求書の写し

また、完了報告書の提出後に、補助金の額確定通知書が市から届きますので、補助金交付請求書を提出してください。

Q11 申請書などの様式はどこで手に入りますか？

→以下の方法があります。

- ・農山村づくり推進課から郵送
- ・山口市移住情報サイト「すむ住む山口」にてダウンロード
　　住まいを探す>家財道具等処分補助金
- ・山口市公式ホームページにてダウンロード
　　分類でさがす>暮らしの情報>カテゴリーメニューから土地・住まい・交通
　　>住宅>山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金制度

Q12 知り合いに処分を依頼してもいいですか？

→市内の処理対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人、又は個人事業者が行なうものを補助金の対象としています。もし、お知り合いの方が市外の事業者である場合、又は収集運搬業の許可を受けていない事業者である場合は、補助金の対象にはなりません。

Q13 処理対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人、又は個人事業者はどうやって探せばいいですか？

→インターネット等で探していただくか、山口市のごみカレンダーに許可を受けた事業者が掲載されています。

Q14 自分で処分場へ持参して処分するときも補助金の対象となりますか？

→対象となりません。

Q15 家主さんが補助金を使って、あらかじめ家財道具等の処分をしてく 　　れましたが、御好意でタンスなどは残してくださっていました。です 　　が、入居者にとっては不要なものでした。補助金は一度きりですか？

→家財道具等処分事業の補助金は、所有者・入居者に対してそれぞれ1回限りとなっています。入居をする際に不要な家財があった場合には、入居者が補助金を使って家財の処分を行うことは可能ですが、処分にあたっては家主の了承を得て行ってください。

Q16 滞納の無いことの証明書はどこで取得できますか？

→山口市役所本庁1階の市民税課窓口、各総合支所、各地域の地域交流センター（大殿、白石、湯田を除く）、地域交流センター分館、大海総合センターで発行を行なっています。